

幼保連携型認定こども園  
学校法人長生学園 しらゆりこども園 重要事項説明書

第一章 施設の目的及び運営の方針

(施設の概要)

第1条 本園は、学校法人長生学園しらゆりこども園という。

第2条 本園は、静岡県湖西市入出377番地に置く。

(施設の目的)

第3条 本園は、教育基本法に則り、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い適当な環境を与え、就学前の子ども、一人ひとりが心身ともに健やかに成長することを目的とする。

(運営の方針)

第4条 本園は、教育基本法学校教育法就学前の子どもに関する教育、保育等の統合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営する。

第二章 提供する教育・保育の内容

(教育・保育内容)

第5条 本園の建学の精神「慈育」に基づく、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため創意工夫を生かし園児の心身の発達と本園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容とする。

第6条 教育・保育のねらい及び内容については、健康・人間関係・環境・言葉・表現等とする。

第三章 職員の職種、員数及び職務の内容

第7条 本園の教職員組織は、次のとおりとする。

園長 1人 / 主幹教諭 2人 / 保育教諭 14人

保育教諭(非常勤) 14人 / 講師・看護師(非常勤) 6人

事務長 1人 / 事務員 4人 / 園バス運転手 4人

第四章 教育保育を行う日及び時間等

第8条 教育標準時間の認定を受けた園児は、月曜日から金曜日午前8時30分から午後2時30分までとする。ただし土曜日・日曜日・祝祭日を除く。夏・冬・春休み、行事による振替休日など園長が必要であると認めた休日がある。また、子育て支援として預かり保育を実施し、最長午後5時30分まで保育を行うことができる。

第9条 保育時間の認定を受けた園児は、月曜日から土曜日午前7時00分から午後7時00分（延長保育時間を含む）までとする。ただし、日曜日・年末年始（12/29～1/3）を除く。

2 祝祭日については下記のとおりとする。

時 間	8：01～17：00
料 金	0.1.2歳児 日：3,000円 3.4.5歳児 日：1,800円
延長保育	7：00～8：00 / 17：01～19：00 30分…100円
集金方法	*実際に利用した日時を月末締めで現金請求
申込方法	*土曜日・祝祭日の希望保育申込書にて

第10条 一時預かり事業を実施する。保育所等を利用しない家庭においても一時的に保育が困難となる場合、乳幼児を一時的に預かることができる。一時預かり事業は、次のとおり。

(1) なかよしのびのびクラス（幼稚園型）

名 称	【幼稚園型】 なかよしのびのびクラス
対 象	1号認定の在園児
利用可能日	月曜日～金曜日・その他園が定める日
休 園 日	土曜日・日曜日・祝祭日・その他園が定める日
利用時間	降園時間～17：30
利用日数	制限なし
利用料金	30分/100円
受入可能人数	1日最大24名
申込方法	*なかよしのびのびクラス申込書を提出する。または当日降園時間までに電話連絡、連絡ノートにて申込をする。
集金方法	*月末締めで、翌月上旬に園から専用の封筒で請求する。
送迎について	*迎えは保護者が行う

※土曜日に開催される行事の振替休日は翌月曜日となり「預かり保育」を実施する。また、夏休みの8月上旬に約10日間の「預かり保育」が実施される。「振替休日の預かり保育」と「夏休みの預かり保育」の保育時間は8:30から14:30とし料金は1日1,000円とする。14:30～17:30は、「なかよしのびのびクラス」となるため、30分100円が追加される。

(2) みつばちクラブ（一般型）

名 称	【一般型】 みつばちクラブ
対 象	生後3ヶ月～就学前の非在園児

利用可能日	月曜日～土曜日・祝祭日
休園日	日曜日・年末年始
利用時間	7:00～19:00 (18:00～19:00 は延長保育)
利用日数	1ヶ月最大10日間
利用料金	生後3ヶ月～2歳児：1日1,800円 3歳児～5歳児：1日1,000円 ※延長保育は30分100円 ※祝祭日利用は第9条2のとおり
受入可能人数	0歳児～2歳児：各3名 3歳児～5歳児：各2名
申込方法	*申込申請・面談・スケジュール提出を前月10日までに行う。 *受入の可否は園長が判断する。
集金方法	料金は月末締めで、翌月上旬に園から専用の封筒で請求する
送迎について	送迎は保護者が行う

### (3) てんとうむしクラス (一般型)

家庭の状況・緊急時にのみ実施する。申し出の締め切りは利用希望月の前月1日から5日までとし、園内会議(園長・部長他)の承認を受ける必要がある。

第11条 病児保育事業(体調不良児対応型)を実施する。

## 第五章 保育料等

第12条 本園においては、湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

第13条 本園においては、湖西市特定教育・保育施設運営基準条例により、本園の教育・保育の質の向上を図るため次に掲げる特定保育料を徴収することとし、その金額等は園が定める額とする。

第14条 本園においては、湖西市特定教育・保育施設運営基準条例により、次のとおり実費を徴収する。

- (1) 主食費
- (2) 副食費
- (3) バス利用料
- (4) 入園手続料

教育標準時間の認定を受け、本園を利用する者は納付しなければならない。

ただし、園長が認めない限り返還しない。

- (5) その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの

## 第六章 就学前の子どもの区分ごとの利用定員

第 15 条 本園の子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項の利用定員は、次のとおりとする。

子どもの区分	利用定員	合計
教育標準時間の認定を受けた園児	5 歳児 29 人	99 人
	4 歳児 29 人	
	3 歳児 29 人	
	満 3 歳児 12 人	
保育時間の認定を受けた 園児のうち満 3 歳以上の者	5 歳児 15 人	45 人
	4 歳児 15 人	
	3 歳児 15 人	
保育時間の認定を受けた 園児のうち満 3 歳児未満の者	2 歳児 12 人	30 人
	1 歳児 12 人	
	0 歳児 6 人	

## 第七章 利用の開始及び終了に関する事項等

第 16 条 本園の入園、退園、休園等に関する事項は、次に定めるとおりとする。

- 1 利用の申し込みをしたのち、教育標準時間または保育時間の認定を受けた者は、当園所定の手続きを経なければならない。
- 2 本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、湖西市特定教育・保育施設運営基準条例に基づき、抽選、申し込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した構成な方法により選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、保育時間の認定を受けた者については、児童福祉法第 24 条に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定される。

第 17 条 保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、湖西市特定教育・保育施設運営基準条例に基づき、できる限り協力する。

第 18 条 退園又は転園しようとするときは、その理由を付して保護者から園長に願いでなければならない。休園については、病気やその他やむを得ない理由により願い出た場合には、園長が許可した場合に限り最大 1 年以内休園することができる。

## 第八章 緊急時における対応方法及び非常災害対策

第 19 条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法第 27 条就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 27 条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第 29 条第 1 項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

2 本園は、学校保健安全法就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法及び湖西市特定教育・保育施設運営基準に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

第 20 条 保護者への連絡方法、避難場所及び園児の引き渡しの方法等を定め災害緊急時等における危機対応について理解を図る。

### 第九章 虐待の防止のための措置に関する事項

第 21 条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

第 22 条 市の関連部課との連携をとり、園児を保護する対策を講ずる。

### 第十章 要望・相談の受付

第 23 条 毎週月曜日を「子育て相談日」（電話対応も可）とする。在園児のみならず地域の子どもの保護者に呼びかけ、悩みや相談ごとを受けとめる。必要があれば年間 2 回スクールカウンセラーからのカウンセリングを受けることができる。

### 第十一章 保険に関する事項

第 24 条 加入保険の種類

(1) 【災害共済】独立行政法人日本スポーツ振興センター

(2) 【スクールバス保険】東京海上日動火災保険

第 25 条 加入保険の内容は、前項にある各保険会社の定める内容と同様とする。

第 26 条 事故が発生した場合の対処は下記の通りとする。

(1) 看護師による園児への処置

(2) 園長・保護者へ連絡

(3) すみやかに専門医へ受診できるよう、保護者もしくは職員が対応する

(4) 医療費等については加入保険で対応する

### 第十二章 苦情処理のための取り組み

第 27 条 別に定める、学校法人長生学園しらゆりこども園における苦情解決に関する規定により、園長・副園長・第三者委員会等話し合いを持ち解決の道を探る。

### 第十三章 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

第 28 条 守秘義務及び個人情報の取扱いには十分注意し、全職員への守秘義務の徹底と園外への流出なきよう園長の責任のもと保管することとする。

### 第十四章 支援を必要とする園児について

第 29 条 特別な支援を要する子どもや、要すると思われる子どもに関して、こども園と保護者が互いに理解し合い、適切な指導を行うこととする。また、支援の程度に

よって、相談（医療）機関をすすめる。

## 第十五章 こども園に対する協力体制

第30条 こども園の教育・保育に関して、こども園と保護者は共に協力することとする。

第31条 保護者は、こども園が実施する行事に積極的に参加することとする。

### 附 則

- ・この重要事項説明書に記載がない配慮や対応が必要と思われる事項が発生した場合には、その都度こども園が対処法を決定していく。
- ・この規則は令和5年4月1日より施行する。